

令和 7 年 6 月 2 5 日

令和 7 年度第 3 回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日 時 令和 7 年 6 月 2 5 日 (水)
午前 9 時 3 0 分
場 所 美浦村役場 3 階 委員会室

日 程

1 開会

2 協議事項

報告第 1 号 美浦村学校用務員等の自家用車業務連絡等使用に関する要綱
の一部を改正する要綱について

報告第 2 号 美浦村就学援助費支給事務取扱要領の一部を改正する要領に
ついて

3 その他

4 閉会

報告第1号

美浦村学校用務員等の自家用車業務連絡等使用に関する要綱の一部を改正する要綱について

上記について下記のとおり報告する。

令和7年6月25日提出

美浦村教育委員会教育長 小松正樹

美浦村学校用務員等の自家用車業務連絡等使用に関する要綱の一部を改正する要綱

美浦村学校用務員等の自家用車業務連絡等使用に関する要綱（令和5年美浦村教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

題名中「用務員等」を「用務手等」に改める。

第1条中「昭和47年」の次に「美浦村」を加え、「用務員及び」を「用務手及び」に改め、「調理師」を「美浦村立美浦小学校給食調理場設置条例（令和6年美浦村条例第22号）に規定する美浦小学校給食調理場（以下「給食調理場」という。）の栄養士」に改め、「用務員等」を「用務手等」に改める。

第2条中「用務員等」を「用務手等」に改める。

第3条第1項中「用務員等」を「用務手等」に改め、同条同項第1号中「学校間」を「学校又は給食調理場間」に改める。

第4条中「用務員等」を「用務手等」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第1号中「用務員等」を「運転職員」に改める。

第5条中「用務員等」を「用務手等」に改める。

第6条中「学校長」の次に「又は所長（以下「所属長」という。）」を加える。

第7条を次のように改める。

（燃料費の支給）

第7条 村長は、運転職員に対し自家用車の借上料として、1月当たり20リットル分の燃料費を支給するものとする。

第8条中「所属長」を「学校長又は所属長」に改める。

様式第1号中「学校・教育委員会事務局」を「学校又は給食調理場・教育委員会事務局」に改める。

様式第2号中「学校・教育委員会事務局」を「学校又は給食調理場・教育委員会事務局」に改め、「学校長」を「学校長又は所長」に改める。

様式第3号及び第4号を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

美浦村学校用務手等の自家用車業務連絡等使用に関する要綱新旧対照表

現行	改正後（案）
美浦村学校<u>用務員等</u>の自家用車業務連絡等使用に関する要綱の一部を改正する要綱 （趣旨） 第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する者であつて、美浦村立学校設置条例（昭和47年_____<u>条例第11号</u>）に規定する村立小中学校の<u>用務員及び調理師</u> _____<u>（以下「用務員等」という。）</u>の自家用車を業務連絡等に使用することについて必要な事項を定めるものとする。	美浦村学校<u>用務手等</u>の自家用車業務連絡等使用に関する要綱の一部を改正する要綱 （趣旨） 第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する者であつて、美浦村立学校設置条例（昭和47年<u>美浦村条例第11号</u>）に規定する村立小中学校の<u>用務手及び美浦村立美浦小学校給食調理場設置条例（令和6年美浦村条例第22号）に規定する美浦小学校給食調理場（以下「給食調理場」という。）の栄養士（以下「用務手等」という。）</u>の自家用車を業務連絡等に使用することについて必要な事項を定めるものとする。
（定義） 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）自家用車 <u>用務員等</u>又は生計を一にする親族が所有し、かつ、通常通勤のため使用している道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。 （2）運転職員 自家用車を運転して旅行する<u>用務員等</u>をいう。 （自家用車の使用許可） 第3条 教育長は、次の事項にかかる公務遂行上必要があると認める場合、<u>用務員等</u>が自家用車を使用することを許可するものとする。 （1）美浦村教育委員会事務局と<u>学校間</u>_____<u>の業務連絡等（原則として1日1往復に限る。）</u>として行う場合 （2）（略）	（定義） 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）自家用車 <u>用務手等</u>又は生計を一にする親族が所有し、かつ、通常通勤のため使用している道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。 （2）運転職員 自家用車を運転して旅行する<u>用務手等</u>をいう。 （自家用車の使用許可） 第3条 教育長は、次の事項にかかる公務遂行上必要があると認める場合、<u>用務手等</u>が自家用車を使用することを許可するものとする。 （1）美浦村教育委員会事務局と<u>学校又は給食調理場間</u>の業務連絡等（原則として1日1往復に限る。）として行う場合 （2）（略）

現行	改正後（案）
（許可の基準） 第4条 教育長は、<u>用務員等及びその自家用車が次の各号の要件をすべて備えているときに限り、自家用車の公務使用を許可するものとする。</u> （1）<u>用務員等</u>が自発的に自家用車を業務連絡等に使用したい旨の届出をしていること。 （2）～（6）（略）	（許可の基準） 第4条 教育長は、<u>用務手等及びその自家用車が次の各号の要件を全て備えているときに限り、自家用車の公務使用を許可するものとする。</u> （1）<u>運転職員</u>が自発的に自家用車を業務連絡等に使用したい旨の届出をしていること。 （2）～（6）（略）
（自家用車使用簿） 第6条 学校長_____は、自家用車の使用状況を明らかにするため、自家用車使用簿（様式第2号）を備えるものとする。 <u>（燃料費の支給）</u> 第7条 村長は、<u>運転職員に対し次の各号のとおり自家用車の借上料として燃料費を支給するものとする。</u> （1）<u>用務員 走行距離にかかわらず、1月あたり20リットル分の燃料費。</u> <u>ただし、安中小学校の用務手については、1月あたり30リットル分の燃料費</u> （2）<u>調理師 次の式により算出したガソリン使用量分の燃料費（小数点以下四捨五入）ガソリン使用量（リットル）＝申請のあった距離／自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成16年国土交通省告示第61号）に基づく、申請日が属する日の前年度末現在の自動車燃費一覧による当該自家用車のWLTCモード燃費値</u> 2 <u>調理師は、前項第2号の規定により燃料費を請求する場合、燃料支給申請書（様式第3号）を村長に提出しなければならない。</u> 3 <u>村長は、前項による申請が適正であると認められるときは、燃料支給許可書（様式第4号）により燃料費を支給するものとする。</u>	（自家用車使用簿） 第6条 学校長又は所長（以下「所属長」という。）は、自家用車の使用状況を明らかにするため、自家用車使用簿（様式第2号）を備えるものとする。 <u>（燃料費の支給）</u> 第7条 村長は、<u>運転職員に対し自家用車の借上料として、1月当たり20リットル分の燃料費を支給するものとする。</u>

現行	改正後（案）
（事故が生じた場合の措置） 第8条 運転職員は、旅行中に自家用車に関係のある交通事故が発生した場合には直ちに旅行を中止し、法令に定められた措置を講ずるとともに、<u>所属長</u>に連絡してその指示を受けなければならない。	（事故が生じた場合の措置） 第8条 運転職員は、旅行中に自家用車に関係のある交通事故が発生した場合には直ちに旅行を中止し、法令に定められた措置を講ずるとともに、<u>学校長又は所属長</u>に連絡してその指示を受けなければならない。
様式第1号（第5条関係） 自 家 用 車 借 上 申 請 書 美浦村教育委員会教育長 殿 所属学校名 申請者 氏 名 私は、<u>学校</u>・教育委員会事務局の業務連絡・その他（ ） のため、次の自家用車を 年 月 日から 年 月 日までの間 使用いたしたく申請します。 （略）	様式第1号（第5条関係） 自 家 用 車 借 上 申 請 書 美浦村教育委員会教育長 殿 所属学校名 申請者 氏 名 私は、<u>学校又は給食調理場・教育委員会事務局</u>の業務連絡・その他（ ） のため、次の自家用車を 年 月 日から 年 月 日までの間 使用いたしたく申請します。 （略）
様式第2号（第6条関係） （略） 使用内容：<u>学校</u>・教育委員会事務局間の業務連絡等 日 その他（ ） 日 上記のとおり業務連絡等で使用したことを証明します。 年 月 日 <u>学校長</u>	様式第2号（第6条関係） （略） 使用内容：<u>学校又は給食調理場・教育委員会事務局</u>間の業務連絡等 日 その他（ ） 日 上記のとおり業務連絡等で使用したことを証明します。 年 月 日 <u>学校長又は所長</u>

報告第2号

美浦村就学援助費支給事務取扱要領の一部を改正する要領について

上記について下記のとおり報告する。

令和7年6月25日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

美浦村就学援助費支給事務取扱要領の一部を改正する要領

美浦村就学援助費支給事務取扱要領（平成元年美浦村教育委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1卒業アルバム代等の項支給額の欄中「中学校 年額8,800円」を「中学校 年額10,000円」に、オンライン学習通信費の項支給額の欄中「1世帯につき年額14,000円」を「1世帯につき年額15,000円」に、同項備考の欄中「月額1,166円。ただし、3月分は1,174円とする。」を「月額1,250円」に改める。

附 則

この訓令は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

美浦村就学援助費支給事務取扱要領新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表第 1 (略)			別表第 1 (略)		
卒業アルバム代等	小学校 年額11,000円 中学校 年額 8,800円 実費を支給。上記は、 限度額。	資格喪失の日の属す る月が、教育長が別 に定める援助費支給 月前の場合は支給し ない。	卒業アルバム代等	小学校 年額11,000円 中学校 年額10,000円 実費を支給。上記は、 限度額。	資格喪失の日の属す る月が、教育長が別 に定める援助費支給 月前の場合は支給し ない。
オンライン学習通 信費	<u>1 世帯につき</u> <u>年額14,000円</u> 実施月のみ支給。上記 は限度額。	<u>月額1,166円。</u> <u>ただし、3 月分は</u> <u>1,174円とする。</u>	オンライン学習通 信費	<u>1 世帯につき</u> <u>年額15,000円</u> 実施月のみ支給。上記 は限度額。	<u>月額1,250円。</u> _____ _____
(略)			(略)		